

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

平成29年7月28日

枚方市長 伏見 隆

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ枚方店

枚方市禁野本町一丁目871番地 他

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

代表取締役 橋本 勝

(4) 変更する年月日

平成30年3月13日

2 届出年月日

平成29年7月12日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課

(2) 縦覧期間

平成29年7月28日から同年11月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

- ・持参の場合

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課

- ・郵送の場合

〒573-8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課